

第95期 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2024年6月24日(月曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針
(買取への対応方針)の継続についての承認の件

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株 主 各 位

[証券コード 5186]
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日2024年5月31日)
大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
ニッタ株式会社
代表取締役社長 石切山 靖順

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nittagroup.com/jp/investment/library/to_shareholders/



また、インターネット上の以下のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして当社名（ニッタ）または証券コード（5186）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5186/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

----- 記 -----

- | | | |
|----------|------------------|---|
| 1 | 日 時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。） |
| 3 | 目的事項 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

- | | | |
|-------------|--------------|--|
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| | 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針
（買収への対応方針）の継続についての承認の件 |

その他本招集ご通知に関する事項

◎当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

■ ご案内

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

当日ご出席されない場合



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに行使**いただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いいたします。

※インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

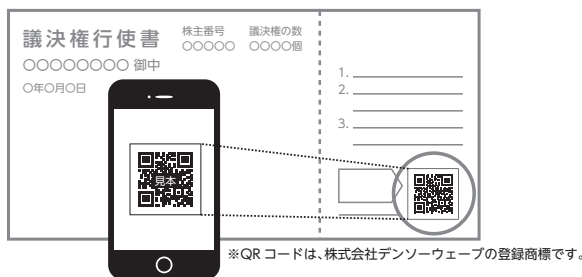
行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

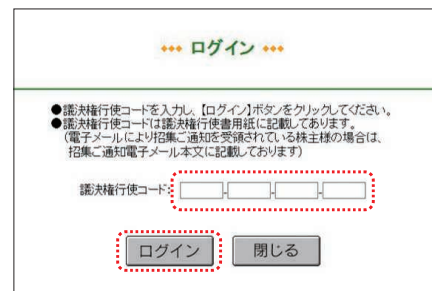
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使の操作方法に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 【受付時間（午前9時～午後9時）】

機関投資家の皆様へ

株式会社CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを「基本方針」としております。

また、2024年3月期から中長期経営計画『SHIFT2030』フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、この基本方針を維持しつつ、連結配当性向 30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

第95期期末配当につきましては、上記の方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき金67円
配当総額	1,882,215,791円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金122円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任	いしきりやま 石切山 靖順	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員
2	再任	きたむら 北村 精一	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター、工業資材事業部管掌 指名・報酬委員会委員
3	再任	はぎわら 萩原 豊浩	取締役兼常務執行役員 関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア(株)代表取締役副社長
4	再任	いずみ 泉 敦	取締役兼執行役員 ニッタ・ムアー事業部長
5	再任	かけがみ 懸上 耕一	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、 購買、グローバル推進担当
6	再任	とよしま 豊島 ひろ江	取締役 指名・報酬委員会委員長 中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) ニデック(株)社外取締役 (監査等委員)
7	再任	いけだ 池田 剛久	取締役 指名・報酬委員会委員
8	再任	おの 小野 とも友之	取締役 指名・報酬委員会委員 小野公認会計士事務所所長 ローム(株)社外取締役 (監査等委員)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

いし きり やま

石切山

やす のり

靖順

再任

生年月日

1956年6月8日

所有する当社の株式の数

21,821株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2013年4月 当社工業資材事業部副事業部長
 2015年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員（現任）



●取締役候補者とした理由

石切山靖順氏は、ベルト・ゴム製品部門において「モノづくり」の核である製品開発及び品質管理業務に長年携わり、海外子会社での勤務経験も有しています。2019年12月より代表取締役社長に就任し、中長期経営計画「SHIFT2030」の策定をリードするとともに現在その実行に取り組んでいます。取締役会は、同氏の知見や経験を取締役に於ける経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）石切山靖順氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

きた むら

せい いち

北村 精一

再任

生年月日

1962年1月11日

所有する当社の株式の数

8,480株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
 2014年7月 当社工業資材事業部ベルト事業グループ技術部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長
 2021年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2024年4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター、工業資材事業部管掌、指名・報酬委員会委員（現任）



●取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、また、米国子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2024年4月より代表取締役専務執行役員に就任し、専門的知見と豊富な経験を活かし、取締役会において経営上の重要事項について提言を行うとともに執行の監督を行っています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はぎ わら
萩原

とよ ひろ
豊浩

再任

生年月日

1961年1月16日

所有する当社の株式の数

9,150株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当
 2021年6月 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長（現任）
 2024年4月 当社取締役兼常務執行役員関連会社担当（現任）



●取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓や海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2020年6月には取締役兼工業資材事業部長に就任。2021年6月からは収益面で貢献の大きい関連会社担当役員を務めています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

いずみ
泉

あつし
敦

再任

生年月日

1963年2月17日

所有する当社の株式の数

5,941株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2011年4月 当社ニッタ・ムア一事業部技術部長
 2019年4月 当社ニッタ・ムア一事業部技術部上席部長
 2021年4月 当社執行役員ニッタ・ムア一事業部長
 2023年6月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムア一事業部長（現任）



●取締役候補者とした理由

泉 敦氏は、ホース・チューブ製品部門の製品開発や生産技術の開発に長年携わり、同部門製品に関する高度な知見と経験を有しており、また、海外子会社現地トップとして経営に従事した経験も有しています。2023年6月には、取締役兼同部門事業部長に就任し、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 泉敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

かけがみ

懸上

こういち

耕一

再任

生年月日

1964年2月2日

所有する当社の株式の数

2,839株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
- 2007年4月 当社入社
- 2013年4月 当社経営管理グループ部長
- 2021年4月 当社経営管理グループ上席部長
- 2023年6月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、デジタル統括推進担当
- 2024年4月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当（現任）



●取締役候補者とした理由

懸上耕一氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の財務・経理面などをサポートしてきました。当社入社後は、法務、リスク管理や当社グループ全般に亘る経営管理、財務・経理、IRなど多様な分野で知見と経験を積み重ねてきました。更に、子会社役員を兼務し経営にも携わってきました。2023年6月には、取締役兼コーポレートセンター長に就任し、専門的知見と豊富な経験を活かし、当社グループの企業価値向上をリードしています。取締役会は同氏の知見と経験を、当社グループの経営上の重要事項についての提言や執行の監督等に活かすことにより、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

（注）懸上耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

とよしま

豊島 ひろ江

え

再任

社外

独立

生年月日

1967年9月28日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士登録（司法修習第50期）
 1998年4月 中本総合法律事務所勤務
 2005年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー就任（現任）
 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任（～2018年3月）
 2020年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員
 2020年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2023年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員長（現任）
 2023年6月 ニデック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



●社外取締役在任期間

4年

●2023年度 取締役会等出席状況

取締役会 14回/14回中 指名・報酬委員会 5回/5回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

豊島ひろ江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的な知見を有し、2020年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただくと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 豊島ひろ江氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

いけ だ たけ ひさ
池田 剛久

再任

社外

独立

生年月日

1958年11月12日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
 2011年4月 同行 執行役員本店営業第六部長
 2013年4月 同行 常務執行役員
 名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長
 2015年4月 同行 常務執行役員
 法人部門副責任役員（東日本担当）
 2016年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員
 2016年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員（～2020年5月）
 兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2020年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員（～2022年6月）
 2021年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）



●社外取締役在任期間

3年

●2023年度 取締役会等出席状況

取締役会 14回/14回中 指名・報酬委員会 5回/5回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中
 ※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、近年は同金融機関の執行役員として経営の執行にあたり、その後、大手リース会社の取締役として経営に携わってこられました。取締役会は、同氏が豊富な経験と企業財務に関する専門的な知見を有していること、また、2021年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2022年6月まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。当社は、現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、池田剛久氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

おのともゆき
小野 友之

再任

社外

独立

生年月日

1960年2月17日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
 1989年10月 英和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 1993年3月 公認会計士登録
 1998年8月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 2007年6月 同監査法人パートナー 就任（～2022年6月）
 2021年5月 同監査法人社員会議長 就任（～2022年5月）
 2022年7月 小野公認会計士事務所所長（現任）
 2023年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）
 2023年6月 ローム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



●社外取締役在任期間

1年

●2023年度 取締役会等出席状況

取締役会 12回/12回中 指名・報酬委員会 3回/3回中 S.C.R.委員会^(※) 3回/3回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小野友之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、大手企業での実務経験及び公認会計士として国内大手企業の監査を長年に亘り担当するなど、専門的な知識と豊富な経験を有し、2023年6月から当社社外取締役として取締役会等において当社グループ経営上の重要事項の審議において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は会社役員として企業経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 小野友之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、小野友之氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

3. 小野友之氏の取締役会等出席状況は、2023年6月27日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	専 門 性 と 経 験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	石切山 靖 順	●	●		●		
2	北 村 精 一	●	●	●	●		
3	萩 原 豊 浩	●	●	●			
4	泉 敦	●	●		●		
5	懸 上 耕 一	●		●		●	●
6	豊 島 ひろ江	●	●			●	
7	池 田 剛 久	●		●			●
8	小 野 友 之	●				●	●

・当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	専 門 性 と 経 験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
執行役員	鈴木 弘樹	●	●	●			
執行役員	木下 一成	●				●	●
執行役員	濱田 雄二	●		●		●	
執行役員	石塚 隆文	●			●	●	
執行役員	平田 圭司	●		●	●		
執行役員	黒川 健正	●			●	●	

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役福若克博氏及び松浦一悦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふく わか かつ ひろ
福若 克博

再任

生年月日 1963年6月21日
所有する当社の株式の数 2,900株

●略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 コンドーテック株式会社入社
1992年5月 当社入社
2016年7月 当社購買グループ部長
2021年4月 当社購買グループ上席部長
2023年6月 当社監査役（現任）



●監査役候補者とした理由

福若克博氏は、2023年6月に監査役に就任し、当事業部門における製品及び経理関係の知識、コーポレート部門における原材料の購買業務やサプライチェーンの管理及び支援などの豊富な知識と業務経験を活かして、当社の監査業務の充実に努めてきました。当社監査業務のより一層の充実のために引き続き監査役とすることが望ましいと判断したため、監査役候補者といたしました。

(注) 福若克博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

まつ うら かず よし
松浦 一悦

再任

社外

独立

生年月日

1963年3月16日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月 松山大学経済学部助教授
 2000年4月 松山大学経済学部教授（現任）
 2011年1月 学校法人松山大学常務理事（～2014年11月）
 2018年4月 松山大学経済学部 学部長（～2020年3月）
 2022年6月 当社社外監査役（現任）
 2023年4月 松山大学大学院経済学研究科長（現任）

●社外監査役在任期間

2年

●2023年度 取締役会等出席状況

取締役会 13回/14回中 監査役会 13回/13回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外監査役候補者とした理由

松浦一悦氏は、国際経済及び国際金融・通貨制度を専門分野とする経済学者として豊富な経験及び幅広い知見を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 松浦一悦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、松浦一悦氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしましたことと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

にしむら	さとこ	生年月日	1967年1月14日
西村	智子	所有する当社の株式の数	なし
補欠の社外監査役			

●略歴及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2001年3月 西村智子公認会計士事務所所長（現任）
- 2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所所長（現任）
- 2023年2月 象印マホービン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年6月 株式会社リニカル社外取締役（現任）



●補欠の社外監査役候補者とした理由

西村智子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、それらを当社グループの監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 西村智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村智子氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西村智子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針 (買収への対応方針)の継続についての承認の件

当社は、2007年6月26日開催の第78期定時株主総会において、①特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為(公開買付けを含みますが、それに限りません。)、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(公開買付けを含みますが、それに限りません。)、または③特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^(注4)を樹立するあらゆる行為^(注5)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、)が行われた場合(①ないし③のいずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針を導入し、直近では、2021年6月24日開催の第92期定時株主総会で、その内容を一部改定の上継続いたしました(以下「現対応方針」といいます。)^(注6)。現対応方針の有効期間は、2024年6月25日開催予定の第95期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までであり、当社といたしましては、その後の社会・経済情勢の変化、大規模買付行為に関わる対応方針をめぐる諸々の動向及びさまざまな議論等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、2024年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、実質的に同内容の対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を継続することを決定しましたのでお知らせいたします。本対応方針は、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。また、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができることを明記しております。

なお、本日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

また、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式等が上場されている金融商品取引所の規則等(以下「法令等」と総称します。)に改正(法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項にいう保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)並びに

- (iii) 上記 (i) または (ii) の者の関係者 (これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認められた者を合わせたグループをいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合 (金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)) も計算上考慮されるものとします。

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数 (同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。) 及び総議決権の数 (同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に判断するものとします (かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告に原則として従うものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

注6：現対応方針では、大規模買付行為の③の類型について、特定株主グループの定義における「準共同保有者」という形で規定しておりますが、本対応方針では予測可能性を高める見地からこれを精緻化し、大規模買付行為の③の類型として定めたものであり、その実質的内容に変更はありません。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであると認識しており、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、原則として、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、そのご判断を適切に行っていただくにあたっては、ご判断のために必要かつ十分な情報が提供された上で、株主の皆様における検討等に必要な時間が確保される必要があると認識しております。

そして、実際に大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者から必要かつ十分な情報の提供がなされない場合や、株主の皆様における検討等に必要な時間が確保されない場合には、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。

また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者であるべきであるところ、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株券等を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの (いわゆるグリーンメイラー)、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものや、

当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要な情報を提供させること、②株主の皆様を検討等に必要な時間の確保に資すること、さらに③大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、必要に応じて④当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に表示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求し、株主の皆様を検討等に必要な情報と時間の確保に努める他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等及び定款に則って、適切と判断される措置を講じてまいります。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組

①NITTAグループ理念

NITTAグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、2017年3月に新たな経営理念（以下「理念」といいます。）を制定しました。この理念においては、当社グループを取り巻くステークホルダーに対する当社グループの役割として[使命]、使命達成のために当社グループ社員が持つべき考え方として[価値観]、使命達成のために当社グループ社員が取るべき行動として[行動指針]を制定しております。この理念は、当社グループのあらゆる事業活動や社会貢献の判断基準となっており、この理念に基づき、グループ全体が一丸となり、真のグローバル企業として更なる価値創造に取り組んでまいります。

■ NITTAグループ理念

使命

Going ahead with you

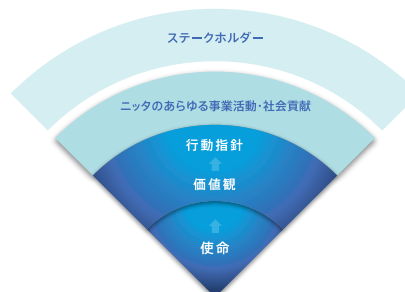
NITTAは動かす、未来へ導く製品で。
世の中を前へ、そして人々を幸せに。

価値観

熱意 Passion
進取 Innovation
誠実 Integrity
敬意 Respect

行動指針

情熱をもって挑戦し、変化を起こしつづける
柔軟な発想とものづくりで、未来を切り拓く
ひたむきに取り組み、お客様の期待を超える
互いを尊重し、グローバルに社会や環境に貢献する



当社は、1885年（明治18年）の創業以来、伝動ベルトからスタートし、搬送用ベルト、コンベヤシステム、ゴム成型品、ホース・チューブ、空調用フィルタ、メカトロ機器やセンサ製品などの分野に事業領域を拡大してまいりました。また、歯付ベルト、精密研磨資材などの事業を手がけるグループ企業を擁し、それぞれの分野で確固たる地位を築いております。グループが有する技術は基本技術から最先端技術まで多岐にわたるジャンルに貢献しており、これらの技術やノウハウをグループ全体が共有することで、当社の分野にこだわらないフレキシブルなパワーが生み出されております。また、それぞれのジャンルでトップレベルの技術を持つ当社グループは、各セクションが有機的にリンクされ、即座に融合、バックアップできるシステムがあるからこそ、お客様のニーズにそった高品質な製品を提供できると考えております。

当社では、この様な考え方のもとに、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

②中長期経営計画

当社グループは、上記経営理念のもと、中長期経営計画『SHIFT2030』（2022年3月期～2031年3月期）を策定し、全社一丸となってその達成に向けて取り組んでおります。

10年後のあるべき姿として、「ものづくりを核としたシフトイノベーター」と定め、それを達成するための3大SHIFTとして、①成長へのSHIFT、②企業価値向上へのSHIFT、③更なるグローバル化へのSHIFTに取り組んでいます。

『SHIFT2030』フェーズ1（2022年3月期～2025年3月期）の定量目標は、売上高900億円、営業利益率5.0%、新製品売上高比率10%、海外売上高は2021年3月期比+30%としています。

『SHIFT2030』の概要は以下のとおりです。

1. ビジョンステートメント（あるべき姿）

ものづくりを核としたシフトイノベーター

2. 『SHIFT2030』の3大SHIFT

(1) 成長へのSHIFT

- 既存事業の持続的成長
- 新事業の探索
- 新製品開発の加速

(2) 企業価値向上へのSHIFT

- 品質及びトータルコスト競争力の向上
- コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化
- ESG推進とSDGsのGOAL達成

(3) 更なるグローバル化へのSHIFT

- 各事業の更なるグローバル展開
- コーポレート部門によるグローバルサポート強化

3. 『SHIFT2030』フェーズ1（2022年3月期～2025年3月期）の定量目標

	2024年3月期実績	2025年3月期目標
売上高	886億円	900億円
営業利益率	5.0%	5.0%
新製品売上高比率	9.0%	10.0%
海外売上高	2021年3月期比+32.5%	2021年3月期比+30%

Ⅲ 本対応方針の内容（会社支配の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組）

1. 大規模買付ルールの設定及び本対応方針導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

当社取締役会では、これらを考慮し、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を、必要に応じて外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。

更に、必要と認めれば、大規模買付者が提案する条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Ⅰの基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組として、対抗措置を含めた本対応方針（別紙1のフローチャートをご参照ください。）を継続することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定している大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)の日本語によるリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付者には日本語で本必要情報を提供いただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等)に関する情報を含みます。
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容等(大規模買付の対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為の当社株式に係る買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補(当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資本活用策
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

当社取締役会は、後記の独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断される場合は、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。当社取締役会が勧告を受けたときはその旨を速やかに情報開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるものとします。なお、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと判断されるか否かについては、当社取締役会は後記の独立委員会に諮問し、原則としてその判断に従います。後記のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告に対してその再考を促したときは、上記の取締役会評価期間はそれぞれ最大14日間延長されるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとしませんが、これらの場合、株主の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会には必要に応じ外部の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言等を参考にしながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、後記の対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤上記①ないし④の場合の他、当該大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥当該大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
なお、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の内容は後記のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の内容

本対応方針においては、上記3.（1）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3.（1）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3.（2）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、新株予約権の無償割当て（以下「無償割当」といいます。）を行います。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

①無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権 1 個当たり 1 円とする。ただし、当社は新株予約権 1 個に対し当社普通株式 1 株を対価として新株予約権を取得することができ、この場合には払込みを要しない。

⑤新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日）を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使条件

以下(i)～(v)に該当する者（以下「新株予約権行使不適格者」といいます。）は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される者、及び同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）

(iv) (i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者

(v) (i)～(iv)に該当する者の関連者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）

⑧その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続**(1) 独立委員会の設置**

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております（独立委員会規程の概要につきましては、別紙 2 をご参照ください。）。独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者^(注 4)の中から、当社取締役会が選任します。

なお、本定時株主総会終結時の独立委員会の委員は、豊島ひろ江氏、池田剛久氏、松浦一悦氏、小野友之氏及び大神哲明氏の 5 名です。（略歴につきましては、別紙 3 をご参照ください。）

注 4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 大規模買付情報の提供完了

当社取締役会は、独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。

(3) 対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、または、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かを十分検討したうえで対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとしします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に原則として従うものとししますが、独立委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、独立委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、独立委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとしします。この場合は、独立委員会は再考に必要と認められる期間（最大14日とします。）を定め、期間及びその理由を開示いたします。

また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとしします。なお、この場合において、当該大規模買付行為の態様により、当該大規模買付行為と利害関係を有しない株主による意思の確認を行うことが適切であると当社取締役会が判断したときは、新株予約権行使不適格者及び当社取締役の議決権を除外した、大規模買付行為と利害関係を有しない株主の皆様の議決権行使結果に基づいて株主の皆様の意思を確認することがあります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記3. (1) または (2) において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動を停止することがあります。例えば、対抗措置としての新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとしします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響等

本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けます。また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の適用開始、有効期間、継続、廃止及び変更

本対応方針は、2024年6月25日開催予定の本定時株主総会で株主の皆様様に議案としてお諮りし、ご承認いただいた場合、その時点より発効いたします。有効期間は2027年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降、本対応方針の継続（一部修正したうえでの継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは当社が上場する証券取引所の上場規則等の改正またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示いたします（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

①で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うのは、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合など、嚴重な客観的要件を充足する場合に限定されておりますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

さらに、本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針を継続することはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

V 行政の指針及び適時開示規則との整合性

本対応方針は2005年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

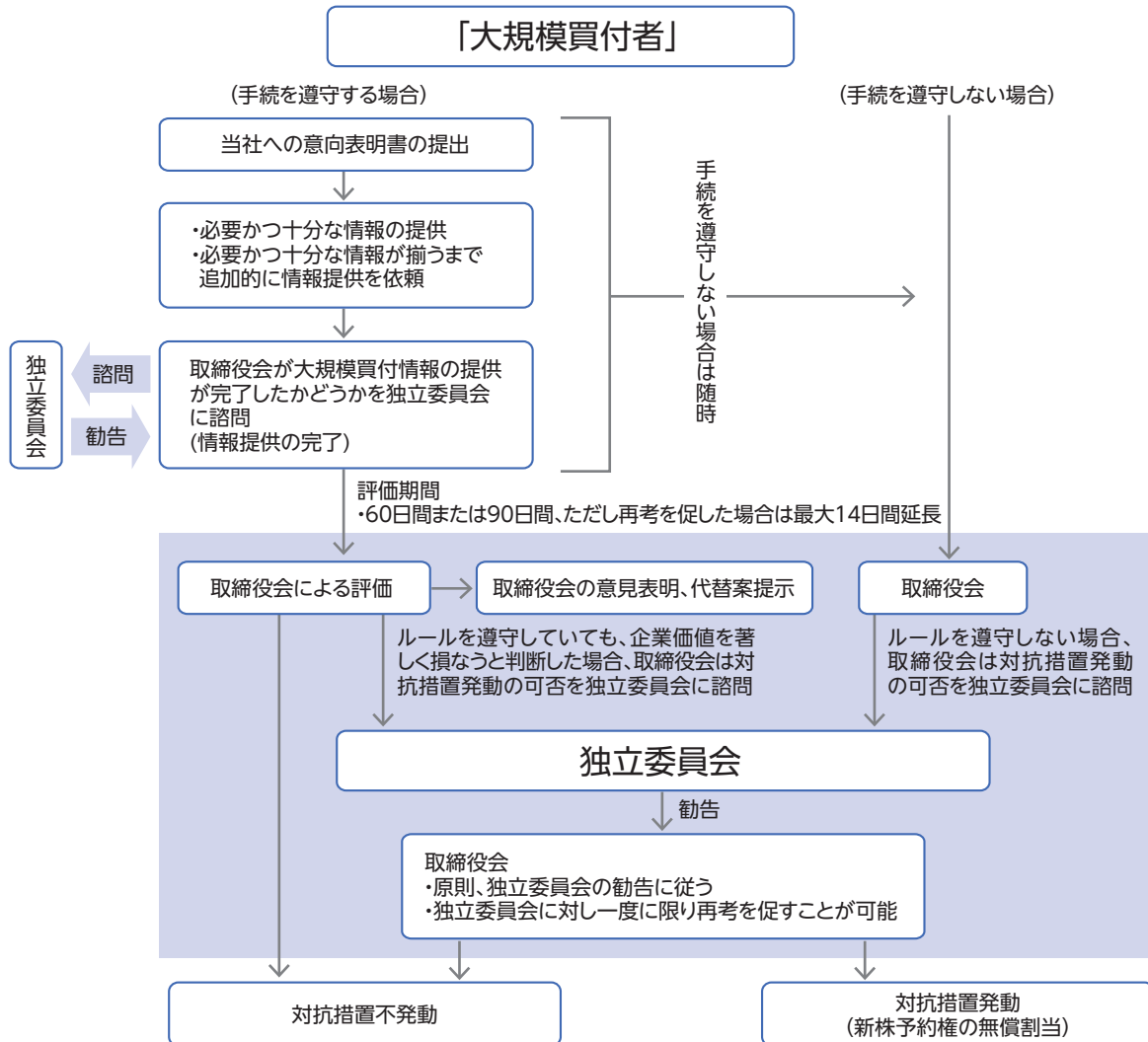
また、本対応方針は、2008年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び2023年8月31日に経済産業省が設置する公正な買収の在り方に関する研究会から公表された「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の内容にも十分配慮したものととなっております。

加えて、本対応方針は、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

以上

別紙 1

「当社株式の大規模買付に関わる対応方針」に基づく大規模買付ルールフローチャート



別紙 2

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

別紙 3

独立委員会委員の略歴

豊島 ひろ江 (とよしま ひろえ)

- 1998年 4月 弁護士登録 (司法修習第50期)
- 1998年 4月 中本総合法律事務所勤務
- 2005年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年 4月 中本総合法律事務所パートナー就任 (現任)
- 2015年10月 株式会社サンエス社外取締役就任 (~2018年3月)
- 2020年 6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員
- 2020年 6月 日東富士製粉株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2023年 6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員長 (現任)
- 2023年 6月 ニデック株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

池田 剛久 (いけだ たけひさ)

- 1983年 4月 株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行
- 2011年 4月 同行 執行役員本店営業第六部長
- 2013年 4月 同行 常務執行役員 名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長
- 2015年 4月 同行 常務執行役員 法人部門副責任役員 (東日本担当)
- 2016年 5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員

- 2016年 6 月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
- 2017年 4 月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員（～2020年5月）
兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
- 2020年 6 月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員（～2022年6月）
- 2021年 6 月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）

松浦 一悦（まつうら かずよし）

- 1993年 4 月 松山大学経済学部助教授
- 2000年 4 月 松山大学経済学部教授（現任）
- 2011年 1 月 学校法人松山大学常務理事（～2014年11月）
- 2018年 4 月 松山大学経済学部 学部長（～2020年3月）
- 2022年 6 月 当社社外監査役（現任）
- 2023年 4 月 松山大学大学院経済学研究科長（現任）

小野 友之（おの ともゆき）

- 1982年 4 月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
- 1989年10月 英和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
- 1993年 3 月 公認会計士登録
- 1998年 8 月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
- 2007年 6 月 同監査法人パートナー就任（～2022年6月）
- 2021年 5 月 同監査法人社員会議長就任（～2022年5月）
- 2022年 7 月 小野公認会計士事務所所長（現任）
- 2023年 6 月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）
- 2023年 6 月 ローム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

大神 哲明（おおがみ てつあき）

- 1988年 4 月 日本生命保険相互会社入社
- 2018年 3 月 同社執行役員関連事業統括部長兼総合企画部審議役
- 2019年 7 月 同社取締役執行役員お客様サービス本部副本部長
- 2021年 3 月 同社取締役（～2021年7月）
- 2021年 6 月 星光ビル管理株式会社代表取締役副社長（現任）
- 2023年 4 月 株式会社ニッセイ・ニュークリエーション代表取締役社長（現任）
- 2023年 6 月 当社社外監査役（現任）

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東地域を巡る情勢の緊迫等の景気不振リスクはあるものの、全体としては持ち直しの動きが継続しました。また、国内経済については、物価の上昇が継続しましたが、雇用や所得環境が改善したことにより、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループ製品の主要需要業界におきましては、自動車業界向けが半導体不足緩和に伴い回復傾向となりましたが、半導体製造装置向けが生産調整等の影響を受け、低調に推移しました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度比6億9百万円増（0.7%増）の886億9百万円となりました。

損益面では、高騰した原材料価格の販売価格への転嫁は進みましたが、半導体製造装置向けなど高付加価値製品の売上が低調であった影響等により、営業利益は44億2千1百万円と前連結会計年度比5億6千8百万円の減益（11.4%減）となりました。

また、経常利益は、営業利益の減少に加え、為替差益の減少や訴訟関連費用が増加したことにより、120億7百万円と前連結会計年度比8億9千3百万円の減益（6.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、98億5千7百万円と前連結会計年度比9億9千6百万円の減益（9.2%減）となりました。

売上高



営業利益



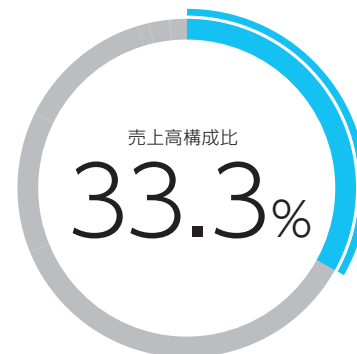
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

295億3千5百万円

前年度比増減
3.3%

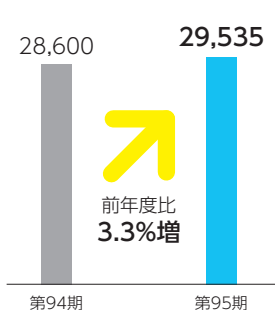


●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID製品

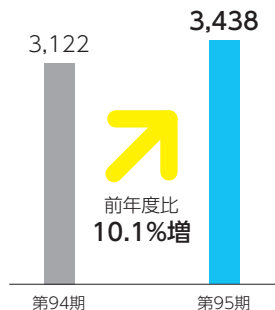
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

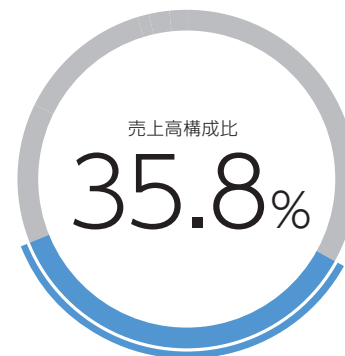
(単位:百万円)



国内では、物流業界向けベルト製品が堅調に推移し、リネン業界向けRFID製品が特需により好調でした。海外では、物流業界向け、繊維業界向け等のベルト製品が低調でした。

以上の結果、売上高は295億3千5百万円と前連結会計年度比9億3千5百万円の増加（3.3%増）となりました。セグメント利益は、34億3千8百万円と前連結会計年度比3億1千5百万円の増加（10.1%増）となりました。

ホース・チューブ製品事業



売上高

316億9千7百万円

前年度比増減
4.7%

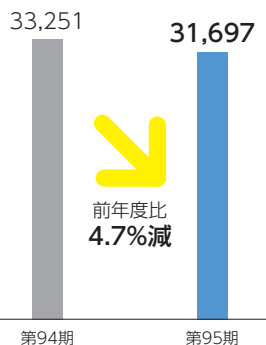


●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

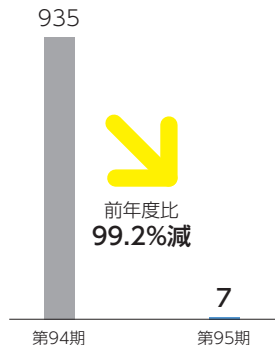
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、自動車業界向けが半導体不足緩和に伴い回復傾向となりましたが、付加価値の高い半導体製造装置向け製品が低調でした。海外では、アジア圏、特に中国で建設機械や自動車業界向けが低調でした。

以上の結果、売上高は316億9千7百万円と前連結会計年度比15億5千4百万円の減少（4.7%減）となりました。セグメント利益は、7百万円と前連結会計年度比9億2千7百万円の減少（99.2%減）となりました。

化工品事業



売上高

118億2千2百万円

前年度比増減

1.9%

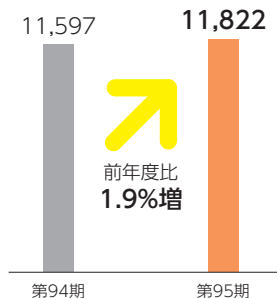


●主な事業内容

高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

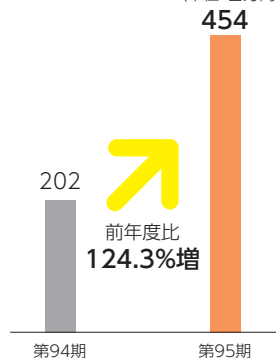
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



国内では、鉄道向けゴム製品が堅調に推移しました。海外では、OA機器向けエラストマー製品や鉄道向けゴム製品が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は118億2千2百万円と前連結会計年度比2億2千5百万円の増加（1.9%増）となりました。セグメント利益は、4億5千4百万円と前連結会計年度比2億5千2百万円の増加（124.3%増）となりました。

その他産業用製品事業



売上高

114億7千5百万円

前年度比増減

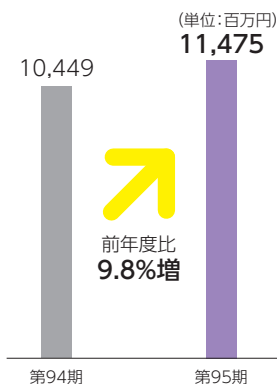
9.8%



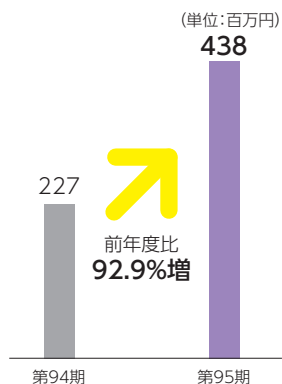
●主な事業内容

空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品

売上高



セグメント利益



空調製品は、半導体や電子部品、製薬業界等のクリーンルーム向けフィルタ製品や測定器の需要が好調に推移しました。

以上の結果、売上高は114億7千5百万円と前連結会計年度比10億2千5百万円の増加（9.8%増）となりました。セグメント利益は、4億3千8百万円と前連結会計年度比2億1千1百万円の増加（92.9%増）となりました。

不動産事業

コロナ禍で減少していたテナント収入の回復などにより、売上高は9億7千3百万円と前連結会計年度比1億3千6百万円の増加（16.3%増）となりました。セグメント利益は、2億5千6百万円と前連結会計年度比7千2百万円の増加（39.6%増）となりました。



経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の業績が半導体市場の生産調整等の影響を受け低調であったため、売上高は18億5百万円と前連結会計年度比1億6千3百万円の減少（8.3%減）となり、セグメント利益は、15億1千9百万円と前連結会計年度比2億5百万円の減少（11.9%減）となりました。



その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は12億9千8百万円と前連結会計年度比3百万円の増加（0.3%増）となりましたが、セグメント利益は、5千4百万円と前連結会計年度比1億4百万円の減少（65.5%減）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は25億3千5百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

奈良工場 カーボンナノチューブ (CNT) 複合材料 (Namd™) 生産設備

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

ニッタコーポレーション (タイランド) LTD

タイ工場 工場棟増築工事

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものはありません。

(4) 対処すべき課題

ロシアによるウクライナ侵攻や中東地域での情勢不安の長期化等の地政学リスクや、各国の金融引き締めなど、先行き不透明な状況が継続するものと予想されます。当社を取り巻く環境は、低調に推移している半導体業界の需要回復時期により影響を受けることも予想され、また、物流費や人件費の上昇などによる業績の下振れも懸念されます。

このような環境下ではありますが、2024年度は中長期経営計画『SHIFT2030』フェーズ1の最終年度であり、当社グループは目標達成に向けてチャレンジしていきます。

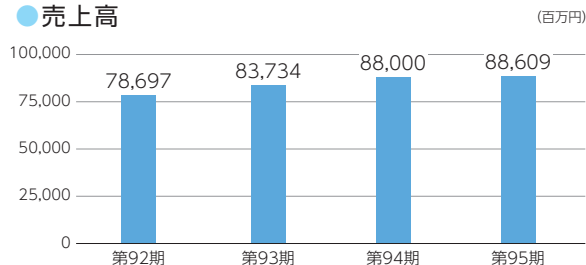
次期の連結業績予想につきましては、売上高は900億円（前連結会計年度比1.6%増）、営業利益は48億円（前連結会計年度比8.6%増）、経常利益は120億円（前連結会計年度比0.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は100億円（前連結会計年度比1.4%増）を予定しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

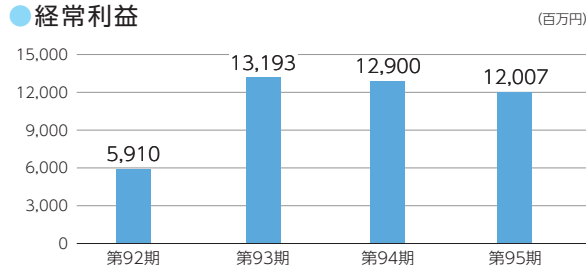
区 分	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期 (当連結会計年度)
売上高	78,697百万円	83,734百万円	88,000百万円	88,609百万円
経常利益	5,910百万円	13,193百万円	12,900百万円	12,007百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,723百万円	10,489百万円	10,853百万円	9,857百万円
1株当たり当期純利益	164.62円	370.45円	387.27円	353.84円
総資産	134,646百万円	147,450百万円	158,385百万円	169,504百万円
純資産	108,639百万円	119,214百万円	129,450百万円	142,011百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第92期において、従業員持株会信託型E S O Pを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

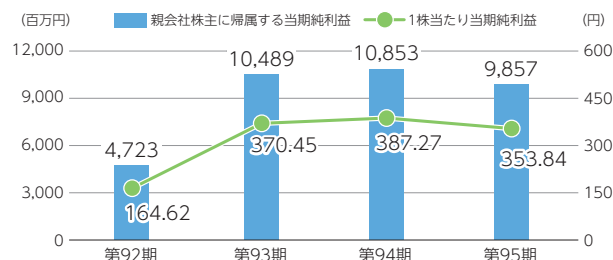
● 売上高



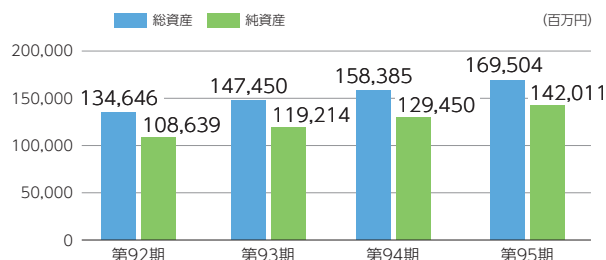
● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



● 総資産・純資産



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノソリューションズ株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	13,450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技（常州）有限公司	67百万人民币	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

②企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な9社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社10社で構成されております。

当期の連結売上高は、886億9百万円（前連結会計年度は880億円）となりました。

また、連結経常利益は、120億7百万円（前年度比6.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、98億5千7百万円（前年度比9.2%減）となりました。

③技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン社等であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大 阪 府 大 阪 市 区 大 浪 速
名古屋支店	愛 知 県 名 古 屋 市 区 中 村
北陸営業所	石 川 県 金 沢 市
奈良工場	奈 良 県 山 市 大 和 郡
高知工場	高 知 県 香 美 市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
ニッタ化工品株式会社	大 阪 府 大 阪 市 区 大 浪 速
ニッタテクノソリューションズ株式会社	兵 庫 県 神 戸 市 区 長 田
浪華ゴム工業株式会社	奈 良 県 高 田 市 大 和
ニッタムアーメキシコス.de R.L.de C.V.	メ キ シ コ サンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省

名 称	所 在 地
東京支店	東 京 都 中 央 区
福岡営業所	福 岡 県 福 岡 市 区 博 多
静岡営業所	静 岡 県 静 岡 市 区 葵
名張工場	三 重 県 名 張 市
北海道事業所	北 海 道 中 川 郡 町 幕 別

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東 京 都 葛 飾 区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東 京 都 中 央 区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジ ョ ー ジ ア 州
韓国ニッタムアー株式会社	大 韓 民 国 慶 尚 北 道 龜 尾 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,952名	24名減

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,061名	11名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	286百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,272,503株
 (3) 株主数 6,496名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,845	10.12
新田ゴム工業株式会社	2,842	10.11
アイビーピー株式会社	2,301	8.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,581	5.63
合同会社オンガホールディングス	1,430	5.09
ニッタ取引先持株会	1,012	3.60
ニッタ共栄会	658	2.34
新田 忠	498	1.77
ニッタ従業員持株会	435	1.55
日本ゼオン株式会社	424	1.51

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式2,179,730株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、従業員持株会信託型ESOPの信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式192,600株を含んでおりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

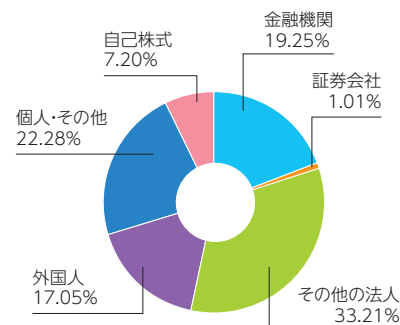
(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4. 会社役員に関する事項」(2)④に記載のとおりです。

取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	12,893株	6
執行役員（兼務取締役を除く。）	8,472株	6

ご参考 所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
小 林 武 史	代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター管掌、指名・報酬委員会委員	
萩 原 豊 浩	取締役兼執行役員関連会社担当	ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) 代表取締役副社長
北 村 精 一	取締役兼常務執行役員工業資材事業部長	
泉 敦	取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長	
懸 上 耕 一	取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、デジタル統括推進担当	
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員長	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) ニデック(株)社外取締役 (監査等委員)
池 田 剛 久	取締役、指名・報酬委員会委員	
小 野 友 之	取締役、指名・報酬委員会委員	小野公認会計士事務所所長 ローム(株)社外取締役 (監査等委員)
赤 井 順 一	常勤監査役	
福 若 克 博	常勤監査役	
松 浦 一 悦	監査役	松山大学経済学部 教授 松山大学大学院経済学研究科長
大 神 哲 明	監査役	星光ビル管理(株)代表取締役副社長 (株)ニッセイ・ニュークリエーション 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 豊島ひろ江、池田剛久及び小野友之の3名は、社外取締役であります。なお、3名は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 松浦一悦及び大神哲明の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所、社外取締役を務める日東富士製粉株式会社及びニデック株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 池田剛久氏は2022年6月24日まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めておりました。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 取締役 小野友之氏が社外取締役を務めるローム株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
6. 監査役 松浦一悦氏が2014年11月30日まで常務理事を務めていた学校法人松山大学に当社は奨学支援・教育施設整備等の目的で寄付を行っておりますが、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また、同氏は現在同大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はありません。
7. 監査役 大神哲明氏が代表取締役副社長を務める星光ビル管理株式会社及び代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ・ニュークリエーションと当社との間に、記載すべき関係はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2023年6月27日開催の第94期定時株主総会において、泉敦氏、懸上耕一氏、小野友之氏が取締役に新たに選任され、また、福若克博氏、大神哲明氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (2) 取締役 島田晴示氏、篠田重喜氏は2023年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - (3) 監査役 藤田浩治氏は2023年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 - (4) 監査役 手島恒明氏は2023年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 - (5) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
北村 精一	取締役兼執行役員 工業資材事業部長	取締役兼常務執行役員 工業資材事業部長	2023年6月27日

9. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。
10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2024年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
吉田 隆彦	執行役員 新規事業開発担当
鈴木 弘樹	執行役員 クリーンエンジニアリング事業部長
木下 一成	執行役員 コーポレートセンター 法務、関連会社担当（東京駐在）
濱田 雄二	執行役員 コーポレートセンター 人事担当
石塚 隆文	執行役員 奈良工場長、TNSセンター長兼安全環境品質担当
平田 圭司	執行役員 テクニカルセンター長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	220 (22)	151 (22)	28 (-)	40 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	49 (13)	49 (13)	- (-)	- (-)	6 (3)

(注) 期末現在役員は、取締役9名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役3名、監査役2名を含んでおりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 業績連動報酬（短期業績連動報酬）に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度（いずれも連結ベース）は、次のとおりです。

全社業績の評価指標	2023年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	88,000百万円	4,265百万円
連結営業利益額	4,989百万円	△347百万円
連結営業利益率	5.67%	△0.7%

④非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に對し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役（執行役員も同様です）の報酬に関する基本方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

B. 決定方針の内容の概要

(イ) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i) 取締役に對して各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii) 当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀な人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii) 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(i) 社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）の概要は、以下のとおりです。

(a) 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役員毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b) 業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c) 譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役位ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ) 報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二) 報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載のとおりですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね固定報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝70：10：20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ) 報酬ガバナンスについて

(i) 任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等について、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名	役 位
委員長	豊 島 ひ ろ 江	社外取締役
委 員	池 田 剛 久	社外取締役
委 員	小 野 友 之	社外取締役
委 員	石 切 山 靖 順	代表取締役社長兼社長執行役員
委 員	小 林 武 史	代表取締役兼専務執行役員

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
豊島 ひろ江	取締役会 14/14回 指名・報酬委員会 5/5回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
池田 剛久	取締役会 14/14回 指名・報酬委員会 5/5回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
小野 友之	取締役会 12/12回 指名・報酬委員会 3/3回 S.C.R.委員会 3/3回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
松浦 一悦	取締役会 13/14回 監査役会 13/13回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
大神 哲明	取締役会 12/12回 監査役会 9/9回 S.C.R.委員会 3/3回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は13回、指名・報酬委員会の開催回数は5回、S.C.R.委員会（サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の略称です。）の開催回数は4回であります。なお、小野友之氏及び大神哲明氏の取締役会等の出席状況は、2023年6月27日の就任後に開催された回数のみを対象としています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	73百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、海外に所在する会社はEY新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けておりません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 (2024年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	第95期 (2024年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2023年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	86,673	84,024	流動負債	20,331	22,484
現金及び預金	36,815	33,648	支払手形及び買掛金	7,966	7,090
受取手形及び売掛金	17,791	18,357	電子記録債務	6,288	8,807
電子記録債権	9,606	9,765	未払法人税等	611	657
有価証券	5,499	5,499	賞与引当金	1,037	1,126
棚卸資産	14,931	14,119	その他	4,427	4,803
その他	2,052	2,706			
貸倒引当金	△23	△72			
固定資産	82,830	74,360	固定負債	7,161	6,450
有形固定資産	25,570	25,952	長期借入金	286	540
建物及び構築物	13,414	13,262	繰延税金負債	3,234	1,753
機械装置及び運搬具	5,374	5,647	退職給付に係る負債	1,975	2,268
工具器具及び備品	1,082	927	その他	1,665	1,888
土地	3,910	3,747	負債合計	27,493	28,935
リース資産	902	1,082	純資産の部		
建設仮勘定	737	1,158	株主資本	127,252	120,523
その他	148	127	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	796	784	資本剰余金	7,114	7,098
ソフトウェア	464	415	利益剰余金	117,597	110,972
のれん	204	311	自己株式	△5,520	△5,608
その他	127	58	その他の包括利益累計額		
投資その他の資産	56,463	47,623	その他有価証券評価差額金	5,373	3,501
投資有価証券	52,820	45,069	為替換算調整勘定	7,812	4,760
長期貸付金	11	12	退職給付に係る調整累計額	840	△31
退職給付に係る資産	2,183	1,181	その他の包括利益累計額合計	14,027	8,230
繰延税金資産	556	727	非支配株主持分	731	696
その他	897	637	純資産合計	142,011	129,450
貸倒引当金	△5	△5	負債及び純資産合計	169,504	158,385
資産合計	169,504	158,385			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第94期 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	88,609	88,000
売上原価	66,277	65,536
売上総利益	22,331	22,463
販売費及び一般管理費	17,909	17,473
営業利益	4,421	4,989
営業外収益	8,111	8,251
受取利息	216	117
受取配当金	312	262
業務代行収入	155	166
持分法による投資利益	7,001	6,894
為替差益	268	518
その他	156	291
営業外費用	525	340
支払利息	60	49
業務代行費用	147	150
訴訟関連費用	255	28
その他	63	112
経常利益	12,007	12,900
特別利益	331	10
固定資産売却益	16	6
投資有価証券売却益	179	4
関係会社清算益	135	—
その他	0	—
特別損失	329	79
固定資産売却・除却損	36	26
減損損失	31	38
投資有価証券評価損	262	2
その他	—	12
税金等調整前当期純利益	12,008	12,831
法人税、住民税及び事業税	1,552	1,915
法人税等調整額	539	△6
当期純利益	9,917	10,923
非支配株主に帰属する当期純利益	59	69
親会社株主に帰属する当期純利益	9,857	10,853

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第95期 (2024年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	第95期 (2024年3月31日現在)	第94期 (ご参考) (2023年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	52,344	55,050	流動負債	12,576	14,952
現金及び預金	17,718	17,705	電子記録債務	4,409	6,369
受取手形	549	649	買掛金	4,834	5,270
電子記録債権	8,064	8,541	短期借入金	400	400
売掛金	9,716	10,757	未払金	846	958
有価証券	5,499	5,499	未払費用	178	189
商品及び製品	4,485	3,785	未払法人税等	334	146
仕掛品	84	101	預り金	435	264
原材料及び貯蔵品	1,433	1,548	賞与引当金	811	891
前払費用	85	141	設備関係支払手形	204	302
その他	4,768	6,337	その他	120	159
貸倒引当金	△61	△17	固定負債	3,269	2,615
固定資産	57,996	52,788	長期借入金	286	540
有形固定資産	15,434	15,700	退職給付引当金	770	906
建物	8,653	8,476	繰延税金負債	1,208	163
構築物	413	407	その他	1,004	1,004
機械装置	2,471	2,599	負債合計	15,846	17,568
車両運搬具	13	8	純資産の部		
工具器具備品	700	569	株主資本		
土地	2,475	2,382	資本金	8,060	8,060
建設仮勘定	443	1,019	資本剰余金		
その他	263	237	資本準備金	7,608	7,608
無形固定資産	345	236	その他資本剰余金	528	512
ソフトウェア	322	211	資本剰余金合計	8,136	8,120
その他	23	25	利益剰余金		
投資その他の資産	42,216	36,850	利益準備金	503	503
投資有価証券	17,013	14,248	その他利益剰余金		
関係会社株式	15,164	14,080	圧縮積立金	72	75
関係会社出資金	6,022	6,022	別途積立金	12,900	12,900
関係会社長期貸付金	2,349	1,239	繰越利益剰余金	65,033	62,737
長期前払費用	257	31	利益剰余金合計	78,510	76,216
前払年金費用	1,363	1,181	自己株式	△5,520	△5,608
その他	49	50	株主資本合計	89,187	86,789
貸倒引当金	△5	△5	評価・換算差額等		
資産合計	110,341	107,838	その他有価証券評価差額金	5,307	3,480
			評価・換算差額等合計	5,307	3,480
			純資産合計	94,494	90,270
			負債及び純資産合計	110,341	107,838

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第95期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第94期 (ご参考) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上高	45,762	46,921
売上原価	34,973	35,894
売上総利益	10,788	11,026
販売費及び一般管理費	8,934	8,874
営業利益	1,854	2,151
営業外収益	4,888	8,728
受取利息	52	54
受取配当金	4,599	8,319
業務代行収入	155	166
その他	80	188
営業外費用	481	264
支払利息	5	8
業務代行費用	147	150
訴訟関連費用	255	28
その他	73	77
経常利益	6,261	10,616
特別利益	385	4
投資有価証券売却益	177	4
関係会社清算益	207	—
その他	0	0
特別損失	273	11
固定資産売却・除却損	10	8
投資有価証券売却損	—	2
投資有価証券評価損	262	—
税引前当期純利益	6,373	10,610
法人税、住民税及び事業税	602	894
法人税等調整額	245	89
当期純利益	5,525	9,626

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日
ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役 赤井 順一 ㊞

常勤監査役 福若 克博 ㊞

社外監査役 松浦 一悦 ㊞

社外監査役 大神 哲明 ㊞

以上

株主優待制度のご案内

当社は、株主優待制度を実施しております。また、当社株式を長期間保有いただいている株主様のご支援にお応えするべく長期保有株主向け優待制度を設けております。

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様
 ※優待品が乳製品のため、発送時期は夏期を避けて11月頃となります。

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

株主優待制度

①保有期間3年以上^{※1}の株主様

100株以上200株未満：1,200円相当

200株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当

②保有期間3年未満の株主様

200株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※1：保有期間3年以上とは、毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で7回以上連続して1単元（100株）以上の保有記録が記載されていることを言います。

※2：優待内容につきましては、予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。



優待品例（6,000円相当）

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室

電話(06)6563-1211(代)

○当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
 ○当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



ニッタ株式会社

<https://www.nitta.co.jp/>

この報告書は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

